

事業所税に関する税制改正について

【令和 6 年度税制改正】

1 特定農産工業経営改善臨時法措置法に基づく事業用施設に係る資産割の課税標準の特例措置の特例期限の延長及び拡充（地方税法附則第 33 条⑤）

- (1) 特定農産加工業経営改善等臨時措置法の規定による承認計画に基づき特定農産加工業者等が事業の用に供する一定の施設に対する資産割に係る課税標準の特例措置について、適用期限を 1 年 9 月（個人の事業については 2 年）延長する。

法人 令和 8 年 3 月 31 日までに終了する事業年度分

個人 令和 7 年度分

- (2) 調達安定化措置に関する計画の承認を受けた特定農産加工業者等が当該計画に従って実施する調達安定化措置に係る事業の用に供する一定の施設を特例措置の対象に追加する。

2 児童福祉制度の見直しに伴う税制上の所要の措置（地方税法第 701 条の 34③十の三、同項十の七）

- (1) 児童福祉事業の用に供する施設に係る非課税措置について、対象に里親支援センターを追加する。
- (2) 社会福祉事業の用に供する施設に係る非課税措置について、対象に親子再統合支援事業、社会的養護自立支援拠点事業、意見表明等支援事業、妊産婦等生活援助事業、子育て世帯訪問支援事業、児童育成支援拠点事業及び親子関係形成支援事業の用に供する施設を追加する。

【令和 7 年度税制改正】

1 こども・子育て支援加速化プランに基づく制度改正等に伴う税制上の所要の措置（地方税法第 701 条の 34③十の七）

- (1) 社会福祉事業の用に供する施設に係る非課税措置について、その対象に妊婦等包括相談支援事業及び乳児等通園支援事業の用に供する施設を追加する。

2 沖縄振興特別措置法に基づく課税標準の特例措置の延長（地方税法附則第 33 条①～④）

- (1) 沖縄振興特別措置法に規定する提出観光地形成促進計画等において定められた観光地形成促進地域等において設置される一定の施設に対する資産割の課税標準の特例措置について、その適用期限を令和 9 年 3 月 31 日まで延長する。

3 企業主導型保育事業の用に供する施設に係る課税標準の特例措置の廃止（旧地方税法附則第 33 条⑥）

- (1) 平成 29 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日までの間に政府の補助を受けた者が行う企業主導型保育事業の用に供する施設に係る課税標準の特例措置を廃止する。
- (2) 所要の経過措置として、現に政府の補助を受け、令和 7 年 4 月 1 日以降も政府の補助を受け続けている場合は、補助を受けなくなった日前に終了した事業年度分まで特例措置の対象とする。

4 老朽化マンションの再生等の円滑化のための新たな事業の創設に伴う組合の事業実施等に係る税制上の所要の措置（地方税法第 701 条の 34②）

- (1) マンション再生組合、マンション等除去組合、マンション除去組合を公益法人等とみなして、収益事業以外の事業に係る事業所税について非課税措置とする。